

事務連絡  
令和7年4月9日

各都道府県トラック協会  
会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克



### トラック運送業における退職自衛官の再就職に関する対応について

平素は当協会の事業運営に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、平成27年4月3日付け全ト協発第13号（企）「トラック運送業における退職自衛官の再就職について」に基づき、毎年度、会員事業者への周知、求人票の取りまとめ、及び自衛隊地方協力本部へ提出頂いております。

当施策は平成27年3月、担い手不足が問題となっているトラック運送業界において、職業訓練を通じて各種資格・免許を取得し、即戦力として期待される退職自衛官の再就職を促すため、業界団体（トラック、バス、タクシー、自動車整備）と国土交通省、防衛省とで枠組みが形成され10年が経過しましたが、自動車運送業界への更なる再就職を後押しすることを目的として、令和6年6月、新たに「自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」が締結されました。

申合せでは、国交省、防衛省及び各業界団体の各地方組織間において以下の取組について一層の連携を図ることとされております。

#### ①自動車運送業等における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

- ・採用に関する広報の積極的な実施  
※必要な資格、勤務環境、労働環境改善に向けた施策等の積極的な広報
- ・業種説明会、車両運転体験会及びインターンシップの実施
- ・職業訓練等の充実

#### ② 自衛隊における人材確保の取組

#### ③ 予備自衛官等制度に関する取組

つきましては、令和7年度についても、即戦力として活躍が期待できる退職自衛官の再就職の枠組みの活用を貴協会傘下会員事業者に対し、ご周知いただきますとともに、申合せに係る具体的な取組につきましても、積極的にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、会員事業者から求人票の提出がありました際には、求人票を取りまとめの上、自衛隊地方協力本部等へご提出、全ト協へのご報告（別紙1（求人票の提出状況）及び別紙2（採用実績）をお願いします。

【HP掲載ページ】

トラック運送事業における退職自衛官の再就職について（全ト協）

[https://jta.or.jp/member/ikusei\\_katsuyaku/jieikan.html](https://jta.or.jp/member/ikusei_katsuyaku/jieikan.html)

自動車運送業等の担い手確保に向けて、防衛省・自衛隊と連携します  
～自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せの締結～  
（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000374.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000374.html)

以上

（本件に関する問い合わせ先）

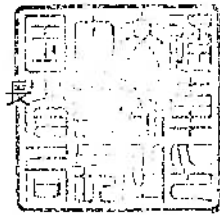
公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部 電話：03-3354-1056



国自貨第93号  
訪人育第3342号  
平成27年3月20日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車局長



防衛省人事教育局長



自動車運送事業及び自動車整備業における若年定年及び任期満了により  
退職する自衛官の再就職について

自動車運送事業及び自動車整備業においては、現場を支える技能人材の多くを中高年の男性に依存した状態にあり、高齢化が進んでいることも踏まえると、将来的に構造的な人材不足に直面することが懸念されています。このため、これらの分野への若年男性や女性の入職促進やいったん離職した技能人材などの即戦力となる人材の確保を図っていくことが喫緊の課題となっています。

一方で、自衛隊においては、若年定年制（50歳代半ばで退職）及び任期制（1任期は2年又は3年。多くは20歳代で退職）を採っており、若年定年又は任期満了により退職する自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保などのため、再就職を必要としています。

これらの退職自衛官は、自衛官在職中の任務遂行に必要な教育に加えて様々な再就職のための教育を受けており、大型自動車の免許や二種免許、自動車整備士の資格等、再就職に当たり有用な免許・資格を取得している者も多数おります。

退職自衛官の再就職については、従来より、各企業から自衛隊地方協力本部等や一般財団法人自衛隊援護協会に対して個別に求人を行う仕組みが設けられているところです。

今般、これに加え、事業者団体として人材確保対策に取り組む一環として、地方の各事業者団体が、傘下会員企業からの求人票をとりまとめ、一括して各都道府県の自衛隊地方協力本部等へ提出する枠組みも設けられましたので、お知らせします。

なお、自衛隊では、普段は社会人としてそれぞれの職業に従事しながら、定期的に訓練に参加しつつ、災害発生時などの緊急時には招集に応じて自衛官として活動する予備自衛官等制度（身分は「非常勤の自衛隊員」）を設けています。これらの大半は退職自衛官によって構成されていますが、その充足率は、現在、定員の6割程度であり、これらの充足向上を区ることが喫緊の課題となっていることから、退職自衛官の採用をご検討頂く場合には、予備自衛官等への志願を希望している退職自衛官に対しご理解頂けますよう、よろしくお願い致します。

任期制自衛官の任期について

	1 任期目	2 任期目以降
陸上自衛官	2 年	2 年
海上・航空自衛官	3 年	2 年

※注：多くは 20 歳代で退職。

若年定年制自衛官の定年年齢について

階級	年 齢
1 佐	5 6 歳
2 佐、3 佐	5 5 歳
1 尉、2 尉、3 尉 准尉 曹長、1 曹	5 4 歳
2 曹、3 曹	5 3 歳

予備自衛官及び即応予備自衛官制度の概要について

	予備自衛官	即応予備自衛官
任用期間	○ 3 年 / 1 任期	
招集に 応じる 義務	○ 予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集に応じる義務があります。	○ 即応予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集に応じる義務があります。
年間の 訓練日数	○ 5 日（現行の運用上）	○ 30 日 （12 回に分割して実施）
訓練に 出頭する 際の企業 における 取扱い	○ 出頭が可能となるように休暇等（特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等の措置によって、不利益な取扱いをしないこと）や出頭中の業務調整にご配慮をお願いします。 （なお、後述する即応予備自衛官雇用企業給付金の支給に当たっては、上記括弧書きが支給要件の一つになります。）	
訓練に出 頭する際 の交通費	○ 国が往復支給します（予備隊員招集等旅費）。	
国からの 手当等	○ 国から予備自衛官に支給される手当 ・訓練招集手当：8,100 円 / 日 ・予備自衛官手当：4,000 円 / 月	○ 国から即応予備自衛官に支給される手当・報奨金 ・訓練招集手当： 10,400～14,200 円 / 日 ・即応予備自衛官手当： 16,000 円 / 月 ・勤続報奨金： 20,000 円 / 1 任期 ○ 国から雇用企業に支給される給付金 ・即応予備自衛官雇用企業給付金： 42,500 円 / 月
その他	○ 訓練に招集された場合、必要な被服等は貸与されるとともに食事が無料支給されます。 ○ 訓練招集期間中に、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償は、国が実施します。	